

林道の地域連携整備による森林整備の推進

～森林環境保全整備事業等（拡充）～

1 趣 旨

地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の発揮のためには、健全な森林を育成することが喫緊の課題となっており、間伐等の森林の整備に不可欠な林道等の路網の整備を促進することは極めて重要である。

一方、市町村の区域内で整備される林道に対し、市町村界等を越えて整備される林道は、市町村等の事業主体が異なり、事業調整に時間を要すること等から、その整備が遅れがちである。

このため、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の整備を行う場合にあつては、当該路線の全体を一路線として取り扱い、その整備を促進することにより間伐等の森林整備を可能とするとともに、林業再生のための新生産システムの確立にも資することとする。

2 拡充内容等

拡 充	現 行
<p>○森林基幹道、森林管理道、森林施業道、林道改良統合補助事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業それぞれの現行要件に以下を追加する。</p> <p>複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあつては、当該路線の全体を一路線として取り扱い、利用区域内森林面積、全体計画延長の合計とする。</p> <p>なおこの場合に、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会を設立し、林道及び森林の整備等について協議・調整を行うこととする。</p>	<p>○森林基幹道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用区域内森林面積 1,000ha 以上 ・全体計画延長 7 km 以上 <p>○森林管理道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用区域内森林面積 50ha 以上 ・全体計画延長 1 km 以上 <p>○森林施業道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用区域内森林面積 10ha 以上 ・全体計画延長 0.2km 以上 <p>○林道改良統合補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(幹線) 利用区域内森林面積 500ha 以上 ・(その他) 利用区域内森林面積 50ha 以上 <p>○農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業</p> <p><峰越林道></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(幹線) 利用区域内森林面積 500ha 以上 ・(その他) 利用区域内森林面積 100ha 以上 <p><林道舗装></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(幹線) 利用区域内森林面積 500ha 以上 ・(その他) 利用区域内森林面積 500ha 未満

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

4 補助率

50/100、45/100、1/3、30/100

5 科目

(項) 森林環境保全整備事業費	(目) 森林環境保全整備事業費補助
(項) 森林居住環境整備事業費	(目) 森林居住環境整備事業費補助
(項) 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	(目) 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助

6 平成18年度概算決定額

65,863百万円の内数